

「簡易水道料金」改定のお知らせ

平成 26 年 4 月より消費税増税(5%→8%)に伴い水道料金が下記のとおり変更します。
 ※平成 26 年 5 月分(3・4 月)の水道使用料は経過措置が適用され、現行(5%)のままとなります。
 ※平成 26 年 7 月分(5・6 月)の水道使用料から 8%の消費税が加算されます。

		平成 26 年				
		3 月	4 月	5 月	6 月	7 月
消費税法改正	消費税率 5%	消費税率 8% 平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられます。				
	消費税率 8%					
5 月分水道使用料	水道ご利用期間	平成26年5月分(3・4月)の水道使用料は経過措置が適用され、現行(5%)のままとなります。				
	検針					
7 月分水道使用料	水道ご利用期間	平成26年7月分(5・6月)の水道使用料から8%の消費税が加算されます。				
	検針					

◆一般用 10m³まで基本料金(2カ月につき)(金額は税込み)

メーター口径	現行(旧税率)	改定後(新税率)	増減
13mm	1,848 円	1,900.8 円	52.8 円
20mm	1,858.5 円	1,911.6 円	53.1 円
25mm	1,879.5 円	1,933.2 円	53.7 円
30mm	1,953 円	2,008.8 円	55.8 円
40mm	2,005.5 円	2,062.8 円	57.3 円
50mm	2,037 円	2,095.2 円	58.2 円
65mm	2,373 円	2,440.8 円	67.8 円
75mm	2,583 円	2,656.8 円	73.8 円

◆超過料金(1 m³につき)(金額は税込み)

使用水量	現行(旧税率)	改定後(新税率)	増減
11m ³ 以上 20m ³ まで	42 円	43.2 円	1.2 円
21m ³ 以上	119.7 円	123.12 円	3.42 円

例：メーター器の口径が20mmで、50m³を使用した場合]
 基本料金(10m³まで) 1,911.6円
 超過料金(11m³~20m³) 10m³×43.2円/m³=432円
 超過料金(21m³以上) 30m³×123.12円/m³=3,693.6円
 合計 6,037.2円 ⇒ 納める水道料金 6,030円

◆水道を使用していないメーターの基本料金(年額料金)(金額は税込み)

メーター口径	現行(旧税率)	改定後(新税率)	増減
13mm	1,260 円	1,296 円	36 円
20mm	1,470 円	1,512 円	42 円
25mm	1,680 円	1,728 円	48 円
30mm	2,730 円	2,808 円	78 円

メーター口径	現行(旧税率)	改定後(新税率)	増減
40mm	3,360 円	3,456 円	96 円
50mm	3,570 円	3,672 円	102 円
65mm	9,660 円	9,936 円	276 円
75mm	11,760 円	12,096 円	336 円

◆集会所等コミュニティ関係施設 10m³まで 基本料金(6カ月につき)(金額は税込み)

メーター口径	現行(旧税率)	改定後(新税率)	増減
13mm	1,260 円	1,296 円	36 円
20mm	1,323 円	1,360.8 円	37.8 円
25mm	1,449 円	1,490.4 円	41.4 円
30mm	1,890 円	1,944 円	54 円
40mm	2,205 円	2,268 円	63 円
50mm	2,394 円	2,462.4 円	68.4 円

◆超過料金(1 m³につき)(金額は税込み)

使用水量	現行(旧税率)	改定後(新税率)	増減
11m ³ 以上	63 円	64.8 円	1.8 円

◆墓地 10m³まで 基本料金(年額料金)(金額は税込み)

メーター口径	現行(旧税率)	改定後(新税率)	増減
13mm	1,575 円	1,620 円	45 円
20mm	1,701 円	1,749.6 円	48.6 円
25mm	1,953 円	2,008.8 円	55.8 円
30mm	2,835 円	2,916 円	81 円
40mm	3,465 円	3,564 円	99 円
50mm	3,843 円	3,952.8 円	109.8 円

◆超過料金(1 m³につき)(金額は税込み)

使用水量	現行(旧税率)	改定後(新税率)	増減
11m ³ 以上	63 円	64.8 円	1.8 円

愛犬の狂犬病予防集合注射を行います

●集合注射について

町では、下表のとおり平成26年度の狂犬病予防集合注射を実施します。最寄りの会場で注射してください。※通知書(ハガキ)は、町内に登録がある犬の飼い主宛てに郵送します。※前年度と変更されています。ご注意ください。

●費用

※前年度と変更されています。ご注意ください。

▽狂犬病注射

注射手数料……………2850円

注射済票交付手数料……………550円

合計 3400円

▽新規登録

新規登録料……………3000円

●当日のお願い

- ・通知書(ハガキ)と愛犬手帳を忘れずに会場に持参してください。
- ・釣り銭の無いようお願いします。
- ・1カ月以内に混合ワクチンを接種している場合は、狂犬病予防注射はできません。
- ・犬をコントロールできる人が連れてきてください。犬をコントロールできない場合は動物病院で注射を受けてください。
- ・汚物を処理するものをご用意ください。
- ・犬の健康状態に不安がある場合は、注射の前に獣医師へご相談ください。

●飼い主の皆さんへ

▽飼い犬の登録を忘れずに

狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防ぐため、町に飼い犬を登録することが義務付けられています。犬を飼い始めた人で、まだ登録していない人は、届け出てください。町の鑑札を交付しますので、首輪等につけるようにしましょう。

▽犬が人をかんでしまった時は

万が一、自分の飼い犬が人をかんでしまったら、被害者に対し誠意を持って対応しましょう。また、町に「飼い犬が人をかんだ届」を出さなければなりません。反対に、犬にかまれてしまった場合は、任意で事故被害届を出すことができます。これらの届け出は共に、事故を起こした犬の狂犬病の有無について町が確認するためのものです。

このような事故はいつ起こるかわかりません。犬を外に出す時は必ずリードをつけて、事故を起こさないよう注意しましょう。また、登録、注射を行うことで、恐ろしい狂犬病のリスクを回避することができます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。



月・日	実施会場	時間
4月21日(月)	奥泉地区集会所	9:30～10:00
	接岨・資料館前	10:20～10:40
	大間・前川様宅前	11:10～11:30
	沢間・鈴木様宅前	13:10～13:40
	川根本町文化会館	13:50～14:30
	平栗・杉山様宅前	14:45～15:10
4月22日(火)	富士城・ポンプ小屋	9:30～9:45
	上岸集会所	10:00～10:30
	田代区会館	10:40～11:00
	役場総合支所	11:10～11:50
	青部地区集会所	13:10～13:30
	崎平地区集会所	13:50～14:10

月・日	実施会場	時間
4月16日(水)	地名集会所	9:30～10:00
	久野脇集会所	10:15～10:35
	三津間集落センター	10:45～11:00
	瀬平集落センター	11:10～11:30
	下長尾集会所	13:00～13:30
	下泉コミュニティーセンター	13:40～14:00
4月17日(木)	元壱町河内消防会館	14:20～14:30
	高郷集会所	9:00～9:45
	水川集会所	10:00～10:30
	藤川消防会館	10:45～11:45
4月18日(金)	徳山防災コミュニティーセンター	13:00～14:00
	久保尾・西村様宅前	9:30～10:10
	梅高集会所	10:30～11:00
	田野口消防会館	11:15～11:35
川根本町役場	13:00～14:30	



- 料金 ¥3,400 (注射代+注射済票交付代)
- 集合注射に来られない方は、動物病院で必ず受けてください。